

地方消費税率引上げ分における使途の明確化について

平成 26 年 4 月 1 日より消費税及び地方消費税の税率を引き上げるとともに、引上げ分の消費税及び地方消費税について、社会保障 4 経費（※1）に充てることとされた法律（※2）が制定されました。

引き上げ後の消費税率 10%のうち、地方消費税率は 2.2%となっており、このうち 1/2 が市町村に交付されております。本町の令和元年度決算における税率引上げ増収分は 38,088 千円であり、以下の事業に充当しております。

【歳入】地方消費税交付金（社会保障財源分） 38,088 千円
 【歳出】社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費（一般財源） 124,771 千円

<社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費>

（単位：千円）					
区 分	事 業 名	事 業 費 （※3）	財 源 内 訳		
			特 定 財 源	一 般 財 源	うち消費税率 引上げ増収分
社 会 福 祉	障害者福祉事業	183,298	134,351	48,947	38,088
	高齢者福祉事業	12,097	3,705	8,392	
	児童福祉事業	69,202	57,636	11,566	
	母子福祉事業	4,304	113	4,191	
	小 計	268,901	195,805	73,096	
社 会 保 険	国民健康保険事業	35,763	20,511	15,252	
	介護保険事業	100	0	100	
	後期高齢者医療事業	22,554	16,915	5,639	
	小 計	58,417	37,426	20,991	
保 健 衛 生	高齢者等医療事業	33,348	17,187	16,161	
	疾病予防対策事業	15,683	2,255	14,523	
	小 計	49,031	19,442	30,684	
合 計		376,349	252,673	124,771	38,088

※1 消費税法第 1 条第 2 項に規定する経費であり、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費のこと

※2 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税及び地方交付税法の一部を改正する等の法律」

※3 事務費や事務職員の人件費等を除く